

弁護士保険に関する紛争解決機関の設置及び手続に関する規則

(平成二十九年五月二日規則第百八十二号)

改正 平成二九年一〇月一八日

同 三〇年 三月一五日

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
 - 第二章 運営委員会(第四条)
 - 第三章 裁定委員会(第五条―第七条)
 - 第四章 事務局(第八条)
 - 第五章 紛争解決手続等総則(第九条―第二十一条)
 - 第六章 和解あつせん手続(第二十二条―第二十六条)
 - 第七章 裁定手続(第二十七条―第三十四条)
 - 第八章 見解表明手続(第三十五条―第四十一条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、弁護士保険(日弁連リーガル・アクセス・センター設置要綱第二項に規定する権利保護保険をいう。以下同じ。)に関する紛争であつて、次条第二項各号に掲げるものを解決するための機関(以下「弁護士保険ADR」という。)の設置及び弁護士保険ADRにおける紛争解決手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

(弁護士保険ADRの設置等)

第二条 本会に、弁護士保険ADRを設置する。

2 弁護士保険ADRは、会長が細則で定める様式の協定書による協定を本会との間で締結した保険会社、共済協同組合及び少額短期保険業者（以下「協定保険会社等」という。）が販売する弁護士保険に関する紛争（本会に対する弁護士紹介の依頼を経ない案件に係る紛争を含む。以下同じ。）であって、次に掲げるものについて取り扱うことができる。

- 一 保険金給付義務の有無に関する紛争
- 二 弁護士保険の対象となる弁護士費用等の適否又は妥当性に関する紛争（弁護士又は弁護士法人の費用等に関する紛争に限り、司法書士その他弁護士又は弁護士法人以外の者の費用等に関する紛争は含まない。）
- 三 前二号に掲げるものに準ずる紛争であつて、第四条に規定する運営委員会が相当と認めたもの

（申立てを行うことができる者）

第三条 前条に規定する紛争について、弁護士保険ADRに紛争の解決を求める申立て（以下「紛争解決申立て」という。）を行うことができる者は、次に掲げる者とする。ただし、第一号に掲げる者にあつては前条第二項第一号に掲げる紛争のうち勝訴の見込みその他弁護士保険に特有の免責事由以外の免責事由の有無に係る紛争について、第三号に掲げる者にあつては前条第二項第一号に掲げる紛争について、申立てをすることができない。

- 一 協定保険会社等
- 二 協定保険会社等が販売する弁護士保険の保険契約者又は被保険者（以下「契約者等」という。）
- 三 契約者等から弁護士保険の対象事故（以下「対象事故」という。）に係る委任事務処理を受任した弁護士又は弁護士法人（以下「受任弁護士等」という。）

第二章 運営委員会

(運営委員会の設置等)

第四条 弁護士保険ADRを運営するため、本会に、弁護士保険ADR運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、本会の理事会において弁護士の中から選任された三十名以内の運営委員をもって組織する。

3 運営委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

4 運営委員会に、運営委員の互選により、委員長一名及び副委員長若干名を置く。

5 運営委員会の議事は出席した運営委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

6 運営委員及び運営委員であった者は、弁護士保険ADRに紛争解決申立てがなされた紛争（以下「対象紛争」という。）に関し、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。ただし、運営委員会に対して情報提供することを妨げない。

7 運営委員会は、運営委員、裁定委員又は見解表明担当委員から提供された情報について、会長の承認を得て、事案に関わる者を特定できない形で、学術研究等に供する目的で研究会等に事案を報告すること及び弁護士保険ADRに関する制度改善等の目的で本会の関連委員会に情報提供することができる。

8 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関して必要な事項は、会長が細則で定める。

第三章 裁定委員会

(裁定委員会の設置等)

第五条 紛争解決申立てが受理されたときは、対象紛争を解決するため、弁護士保険ADRに、紛争解決申立てごとに裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、協定保険会社等が推薦する保険に精通する者（以下「保険精通者」という。）一名、日弁連リーガル・アクセス・センターが推薦する弁護士（以下「日弁連センター推薦弁護士」という。）一名並びに協定保険会社等及び本会が同意する学識経験者（以下「学識経験者」という。）一名の合計三名の裁定委員をもって組織する。ただし、事案の難易度その他の事情を考慮して、さらに保険精通者及び日弁連センター推薦弁護士各一名を加えた合計五名の裁定委員をもって裁定委員会を組織することを妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、第九条第一項第一号に掲げる和解あっせん手続を行う裁定委員会は、保険精通者及び日弁連センター推薦弁護士各一名の合計二名の裁定委員をもって組織することができる。

4 裁定委員会に、裁定委員の互選により裁定委員長一名を置く。

5 裁定委員及び裁定委員であった者は、対象紛争に関し、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。ただし、運営委員会に対して情報提供することを妨げない。

（裁定委員候補者名簿）

第六条 運営委員会は、裁定委員の候補者を登録した名簿（以下「裁定委員候補者名簿」という。）を作成する。

2 裁定委員候補者名簿には、本会の理事会において承認された者であり、かつ、会長が細則で定める様式の承諾書を提出した者でなければ登録することができない。

3 裁定委員候補者名簿の有効期間は、一年とする。

（裁定委員の報酬）

第七条 裁定委員の報酬については、会長が定める。

第四章 事務局

(事務局の設置)

第八条 運営委員会に、弁護士保険ADRの運営に関する事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、会長が弁護士又は本会の事務局職員の中から指名する事務局員をもって組織する。

3 事務局員及び事務局員であった者は、対象紛争に関し、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、会長が細則で定める。

第五章 紛争解決手続等総則

(紛争解決手続の種類)

第九条 弁護士保険ADRにおいて行う紛争解決手続は、次に掲げるものとする。

一 和解あっせん手続
二 裁定手続

2 弁護士保険ADRにおいては、前項の紛争解決手続のほか、必要に応じて、第八章に定める対象紛争に関する見解表明を行うことができる。

(代理人)

第十条 紛争解決申立てを行う者(以下「申立人」という。)及び対象紛争の相手方(以下「相手方」という。)(以下「当事者」と総称する。)は、代理人を選任することができる。ただし、弁護士又は弁護士法人でない者を代理人と

して選任しようとするときは、裁定委員会（裁定委員会が設置されるまでの間にあっては、運営委員会をいう。以下この条において同じ。）の承認を得なければならぬ。

2 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

3 弁護士法人が代理人に選任された場合には、当該弁護士法人は、その社員又は使用人である弁護士のの中から代理人の職務を行うべき者を指名し、裁定委員会に届け出なければならない。代理人の職務を行うべき者を変更したときも、同様とする。

（紛争解決申立て）

第十一条 紛争解決申立ては書面によるものとし、申立人は次に掲げる事項を申立書に記載しなければならない。

一 当事者の氏名（弁護士であつて職務上の氏名を使用しているものについては、職務上の氏名をいう。以下同じ。）又は名称及び事務所の所在場所又は住所

二 代理人があるときは、その氏名又は名称及び事務所の所在場所又は住所

三 当事者以外の協定保険会社等、契約者等又は受任弁護士等があるときは、その氏名又は名称及び事務所の所在場所又は住所

四 希望する紛争解決手続の種類

五 紛争解決申立てにより求める和解又は裁定の内容

六 対象紛争の概要及び紛争解決申立ての理由

七 対象紛争について、裁判手続、調停手続、仲裁手続又は他の裁判外紛争解決機関における紛争解決手続の係属の有無

2 申立書には、会長が細則で定める様式の手続同意書（以下「手続同意書」という。）を添付しなければならない。この場合において、裁定手続を希望するときは、会長が細則で定める様式の裁定同意書（以下「裁定同意書」という。）を併せて添付しなければならない。

3 運営委員会は、申立書の審査を行い、申立人に対し必要な補正等を求めることができる。

4 運営委員会は、紛争解決申立てを受理する決定をしたときは、申立人にその旨を通知しなければならない。

5 申立人は、紛争解決申立てが受理された場合は、運営委員会が求める通数の申立書の写しを追加して提出し、会長が定める額の申立手数料を本会に支払わなければならない。

(紛争解決申立ての不受理等)

第十二条 運営委員会は、次に掲げる場合は、紛争解決申立てを受理しない決定をすることができる。

一 対象紛争が第二条第二項各号に掲げる紛争と認められない場合又は申立人が第三条に規定する紛争解決申立てを行うことができる者に該当しない場合

二 同一の対象紛争について既に裁判手続、調停手続、仲裁手続又は他の裁判外紛争解決機関における紛争解決手続が係属している場合

三 同一の対象紛争について、契約者等が、一般社団法人日本損害保険協会のそんぽADRセンター、一般社団法人保険オンブズマン、一般社団法人日本共済協会の日本共済協会共済相談所又は一般社団法人日本少額短期保険協会の少額短期ほけん相談室に紛争の解決を求める申立てを行う意思を有していると認められる場合

四 同一の対象紛争について既に弁護士保険ADRに係属し、又は弁護士保険ADRにおける手続が和解の成立若しくは裁定若しくは見解表明によって終了している場合

五 申立人が前条第二項の手続同意書又は裁定同意書を提出しない場合

六 申立人が前条第三項の規定による補正等の求めに応じない場合

2 運営委員会（次条第一項の規定により裁定委員が選任され、裁定委員会が

組織された後にあっては、裁定委員会をいう。次項及び第十七条において同じ。は、紛争解決申立ての受理後、紛争解決手続の期日開催前に前項各号に掲げる場合のいずれかに該当することが判明したとき、申立人が前条第五項の申立手数料を指定された期日までに支払わないとき、又は申立人が裁定手続に係る紛争解決申立てを行った場合において第二十九条の裁定手続手数料を指定された期日までに支払わないときは、当該紛争解決申立てを取り扱わない旨の決定をすることができる。

3 運営委員会は、前二項の決定をした場合は、申立人にその旨通知しなければならぬ。

(裁定委員の選任)

第十三条 運営委員会は、紛争解決申立てを受理したときは、速やかに、裁定委員候補者名簿の中から当該紛争解決申立てに係る紛争解決手続を担当する裁定委員会を組織する裁定委員を選任しなければならない。

2 運営委員会は、対象紛争について、次に掲げる者を裁定委員に選任してはならない。

一 本人又はその配偶者若しくは配偶者であった者が対象紛争の当事者若しくは第十六条第一項に規定する当事者外関係者である者(以下この項において「当事者等」という。)又は対象事故について当事者等の共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者である者

二 四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者が当事者等である者

三 当事者等の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人若しくは補助監督人である者又はこれらであった者

四 対象紛争について証人若しくは鑑定人である者又はこれらであった者

五 対象紛争について当事者等の代理人若しくは補佐人である者又はこれらであった者

- 六 当事者等の従業員である者又は従業員であった者
- 七 当事者等と継続的な取引関係（顧問契約関係を含む。）にある者
- 八 当事者等である弁護士法人の社員若しくは使用人である者又は社員若しくは使用人であった者
- 九 前各号に掲げるもののほか、運営委員会が当事者等と利害関係を有すると認めたる者
- 3 運営委員会は、裁定委員を選任した後に前項各号に掲げる者に該当するところが判明した場合は、直ちに当該裁定委員を解任し、速やかに後任の裁定委員を選任しなければならない。
- 4 運営委員会は、必要に応じていつでも、三名又は五名の裁定委員をもって裁定委員会が組織されるよう裁定委員を追加選任することができる。

（実施場所）

第十四条 紛争解決手続の実施場所は、運営委員会が指定する。ただし、第二十七条の規定により裁定手続が開始された場合であつて、かつ、当該紛争解決手続に係る裁定委員会が適当と認める場合は、次に掲げる手続を裁定委員会が指定する場所において行うことができる。

- 一 裁定手続に係る合議
- 二 第十七条に規定する当事者等その他裁定委員会が必要と認める者からの陳述の聴取

三 物、資料等の見分

（意思の確認等）

第十五条 裁定委員会が組織されたときは、当該裁定委員会は、速やかに、相手方に対し、紛争解決手続に応じるか否かの意思の確認を行わなければならない。この場合において、相手方は、紛争解決手続に応じるときは、当該紛争解決手続が和解あつせん手続の場合は手続同意書を、裁定手続の場合は手

続同意書及び裁定同意書を当該裁定委員会に提出しなければならない。

- 2 裁定委員会は、相手方が、紛争解決手続に応じる意思を示さない場合は、書面をもって当該紛争解決手続へ応じるよう勧告することができる。

(手続への参加)

第十六条 協定保険会社等、契約者等又は受任弁護士等であつて当事者でないもの(以下「当事者外関係者」という。)は、裁定委員会の承認を得て、利害関係人として、紛争解決手続に参加することができる。この場合において、紛争解決手続に参加しようとする当事者外関係者は、当該紛争解決手続が和解あつせん手続の場合は手続同意書を、裁定手続の場合は手続同意書及び裁定同意書を当該裁定委員会に提出しなければならない。

- 2 裁定委員会は、当事者外関係者に対し、紛争解決手続に参加し、又は審理に必要な資料を提供するよう求めることができる。
- 3 利害関係人については、第十条の規定を準用する。

(当事者等の手続遵守義務)

第十七条 申立人、第十五条第一項の規定による意思確認に対して紛争解決手続に応じる旨の表明をした相手方及び前条の規定により紛争解決手続に参加した利害関係人(以下「当事者等」と総称する。)は、この規則及び細則の規定を遵守するものとする。ただし、当事者等が合意し、運営委員会が了解した事項については、この限りでない。

(審理方法)

第十八条 紛争解決手続は、非公開とし、当事者等は録音又は写真若しくは動画の撮影をしてはならないものとする。

- 2 紛争解決手続は、裁定委員長が指揮する。ただし、裁定委員長は、同じ裁定委員会の他の裁定委員に紛争解決手続の指揮を委ねることができる。

3 和解あっせん手続は、口頭審理を原則とする。

4 裁定手続は、書面審理を原則とし、裁定委員会が必要と認める場合は、口頭審理を行うことができる。

(当事者等の努力義務)

第十九条 当事者等は、第三十一条の規定による裁定がなされたときは、これを尊重し、受諾するよう努めなければならない。

(期日への出頭)

第二十条 和解あっせん期日及び裁定期日は、当事者等全員の出頭（電話会議システム、テレビ会議システム、スカイプその他の通信システムを利用した方法であつて裁定委員会が認めたものを利用する場合を含む。以下同じ。）の下に開催する。ただし、裁定期日は、当事者等の一部の者のみが出頭した場合であっても開催することができる。

(細則への委任)

第二十一条 この規則に定めるもののほか、弁護士保険ADRにおける紛争解決手続に関して必要な事項は、会長が細則で定める。

第六章 和解あっせん手続

(和解あっせん手続の開始)

第二十二条 和解あっせん手続は、次に掲げる場合に、開始される。

一 申立人からの和解あっせんに係る紛争解決申立てを受理する決定がなされた場合

二 第三十条第一項の規定により、裁定委員会が紛争解決手続を裁定手続から和解あっせん手続に移行させた場合

(和解あつせん手続の回数)

第二十三条 裁定委員会は、前条の規定により和解あつせん手続が開始されたときは、原則として、三回以内の和解あつせん期日でその審理を結了しなればならない。

(裁定手続への移行)

第二十四条 裁定委員会は、第二十七条第二号の規定により裁定手続を開始することができる場合は、紛争解決手続を和解あつせん手続から裁定手続に移行させることができる。

2 裁定委員会は、前項の規定により紛争解決手続を和解あつせん手続から裁定手続に移行させた場合は、当事者等にその旨通知しなければならない。

(和解あつせん手続の終了)

第二十五条 裁定委員会は、次に掲げる場合は、和解あつせん手続を終了する。

- 一 申立人が和解あつせん手続に係る紛争解決申立てを取り下げた場合
- 二 和解の成立により紛争が解決した場合
- 三 対象紛争が第十二条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる場合に該当することが判明した場合

2 裁定委員会は、次に掲げる場合は、和解あつせん手続を終了することができる。

- 一 相手方が第十五条第一項の規定による和解あつせん手続に応じる意思を示す手続同意書を提出しない場合
- 二 第一回期日前において相手方が和解あつせんを拒み、又は和解あつせんに応じる意思がないと認められる場合
- 三 当事者等の一部又は全部の者が、和解あつせん期日に出頭しない場合
- 四 裁定委員会が調査を要すると認めたにもかかわらず、当事者等がその指揮

に従わない場合

五 和解あつせん手続により和解成立の見込みがないと認められる場合
六 前各号に掲げる場合のほか、和解あつせん手続を続行する必要がなく、又は和解あつせん手続を続行することが不可能若しくは不相当であると認められる場合

3 裁定委員会は、前二項の規定により和解あつせん手続を終了した場合は、当事者等にその旨通知しなければならない。ただし、第一項第二号に掲げる場合は、この限りでない。

(和解契約書の作成)

第二十六条 和解あつせん手続において当事者等の間で和解が成立したときは、当該当事者等は、和解契約書を作成し、裁定委員は和解成立の立会人としてこれに署名押印する。

第七章 裁定手続

(裁定手続の開始)

第二十七条 裁定委員会は、次に掲げる場合は、裁定手続を開始することができる。

一 申立人からの裁定手続に係る紛争解決申立てを受理する決定がなされた場合

二 和解あつせん手続開始後に、当事者等の間において裁定手続へ移行することにつき合意が成立して当該当事者等の全員から裁定同意書が提出された場合

(裁定委員の追加選任)

第二十八条 運営委員会は、和解あつせん手続から裁定手続に紛争解決手続が

移行した場合であつて、裁定委員会が第五条第三項の規定により二名の裁定委員をもつて構成されているときは、速やかに裁定委員候補者名簿の中から学識経験者一名を裁定委員として追加選任しなければならない。

(裁定手続手数料)

第二十九条 裁定手続の開始を求める者は、第十一条第五項の申立手数料とは別に、会長が定める額の裁定手続手数料を本会に支払わなければならない。この場合において、複数名の当事者等が裁定手続の開始を求める場合は、一名が全額を支払う方法又は複数名の当事者等が分担して支払う方法のいずれかによるものとする。

(和解あっせん手続への移行)

第三十条 裁定委員会は、相当と認める場合は、紛争解決手続を裁定手続から和解あっせん手続に移行させることができる。

2 裁定委員会は、前項の規定により紛争解決手続を裁定手続から和解あっせん手続に移行させる場合は、あらかじめ当事者等の意向を確認しなければならない。

(裁定)

第三十一条 裁定委員会は、裁定手続が開始されてから、原則として一か月以内に裁定をするよう努めるものとする。ただし、事案が複雑である場合、当事者等からの資料提出、事情聴取等に時間を要する場合その他相当の理由がある場合は、この限りでない。

(裁定手続の終了)

第三十二条 裁定委員会は、次に掲げる場合は、裁定手続を終了する。

一 第二十七条第一号に掲げる場合において、相手方が第十五条第一項の規

定による裁定手続に応じる意思を示す手続同意書及び裁定同意書を提出しない場合

二 第二十七条第二号に掲げる場合において、裁定手続開始後、指定された期日までに第二十九条の規定に従った裁定手続手数料の支払がなされない場合

三 申立人が裁定手続に係る紛争解決申立てを取り下げた場合

四 裁定手続に付された紛争について、和解が成立した場合

五 当事者等の全員が、裁定手続を終了させる旨の合意をした場合

六 対象紛争が第十二条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる場合に該当することが判明した場合

七 第三十四条第一項の意思の確認において、当事者等の一部又は全部の者が裁定を受諾しない旨の意思を示した場合

八 第三十四条第二項の規定により和解が成立したものとみなされた場合

九 前各号に掲げる場合のほか、裁定手続を続行する必要がなく、又は裁定手続を続行することが不可能若しくは不相当であると認められる場合

2 裁定委員会は、前項の規定により裁定手続を終了した場合は、当事者等にその旨通知しなければならない。ただし、前項第四号、第五号又は第八号に掲げる場合は、この限りでない。

(裁定書)

第三十三条 裁定委員会は、裁定をするときは、裁定書を作成し、これに裁定委員長の署名押印及び他の裁定委員の記名を付さなければならない。

2 前項の裁定書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第四号については、裁定委員会が相当と認めるときは、要旨の記載で足りる。

一 当事者等の氏名又は名称及び事務所の所在場所又は住所

二 代理人があるときは、その氏名又は名称及び事務所の所在場所又は住所

三 主文

四 判断の理由

五 作成年月日

3 裁定委員会が裁定をしたときは、速やかに裁定書の写しを当事者等に交付し、又は送付する。

(当事者等への意思の確認等)

第三十四条 裁定委員会は、前条第三項の規定により裁定書の写しを当事者等に交付し、又は送付した後、当事者等に対し、速やかに、裁定を受諾するか否かの意思の確認を行う。

2 前項の意思の確認において、全ての当事者等が裁定を受諾する旨の意思を示した場合は、当事者等の間で和解が成立したものとみなす。この場合においては、第二十六条の規定を準用する。

第八章 見解表明手続

(見解表明を求める申立て)

第三十五条 当事者等は、第二十五条第一項第一号若しくは第二項の規定により和解あつせん手続が終了した場合又は第三十二条第一項第一号、第三号若しくは第九号の規定により裁定手続が終了した場合は、運営委員会に対して、当該対象紛争に関する見解表明を求める申立て(以下「見解表明申立て」という。)をすることができる。

2 見解表明申立ては書面によるものとし、申立人は次に掲げる事項を申立書に記載しなければならない。この場合において、運営委員会は、申立人に対し必要な補正等を求めることができる。

一 申立人の氏名又は名称及び事務所の所在場所又は住所

二 代理人があるときは、その氏名又は名称及び事務所の所在場所又は住所

三 見解表明申立てにより求める見解の内容

四 対象紛争の概要及び見解表明申立ての理由

3 見解表明申立てをした当事者等（以下「見解表明申立人」という。）は、第二十九条の裁定手続手数料と同額の見解表明手数料を本会に支払わなければならない。ただし、見解表明申立人が既に裁定手続手数料を支払っている場合は、この限りでない。

（見解表明担当委員会の設置等）

第三十六条 運営委員会は、見解表明申立てを受け、見解表明をすることが必要かつ相当であると認めるときは、当該見解表明申立てを受理する決定をし、裁定委員候補者名簿の中から、第三項の規定に従い見解表明を担当する委員（以下「見解表明担当委員」という。）を選任して見解表明を担当する委員会（以下「見解表明担当委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会は、次に掲げる場合は、見解表明申立てを受理しない決定をすることができる。この場合において、運営委員会は、見解表明申立人にその旨通知しなければならない。

一 見解表明をする必要性又は相当性が認められない場合

二 前条第二項の規定により見解表明手数料の支払を要する見解表明申立人が、当該見解表明手数料を支払わない場合

三 申立人が前条第二項の規定による補正等の求めに応じない場合

3 見解表明担当委員会は、保険精通者一名、日弁連センター推薦弁護士一名及び学識経験者一名の合計三名の見解表明担当委員をもって組織する。ただし、事案の難易度その他の事情を考慮して、さらに保険精通者及び日弁連センター推薦弁護士各一名を加えた合計五名の見解表明担当委員をもって見解表明担当委員会を組織することを妨げない。

4 運営委員会は、相当と認めるときは、当該対象紛争に係る紛争解決手続を行うために裁定委員として選任していた者を、見解表明担当委員に選任することができる。

5 見解表明担当委員会に、見解表明担当委員の互選により見解表明担当委員長一名を置く。

6 見解表明担当委員及び見解表明担当委員であつた者は、対象紛争に関し、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。ただし、運営委員会に対して情報提供することを妨げない。

(調査)

第三十七条 見解表明担当委員会は、適宜の場所及び方法で見解表明のための調査を行うことができる。

2 見解表明申立人は、前項の調査に協力しなければならない。

(準用)

第三十八条 見解表明のための手続(以下「見解表明手続」という。)については、第十条、第十一条第四項、第十三条第二項から第四項まで、第十七条並びに第十八条第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁定委員」とあるのは「見解表明担当委員」と、「紛争解決」とあるのは「見解表明」と、「裁定手続」とあるのは「見解表明手続」と読み替えるものとする。

(見解表明手続の終了)

第三十九条 見解表明手続は、見解表明担当委員会による見解表明がなされたときに終了する。

2 前項に規定するもののほか、見解表明担当委員会は、次に掲げる場合は、見解表明手続を終了する。

- 一 見解表明申立人が当該見解表明申立てを取り下げた場合
- 二 対象紛争が第十二条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる場合に該当することが判明した場合

三 調査の結果、見解表明手続を続行する必要がなく、又は続行することが不可能若しくは不相当であると認められる場合

3 見解表明担当委員会は、前項第二号又は第三号の規定により見解表明手続を終了した場合は、見解表明申立人にその旨通知しなければならない。

(見解書)

第四十条 見解表明担当委員会が見解表明をするときは、見解書を作成し、これに見解表明担当委員長の署名押印及び他の見解表明担当委員の記名を付さなければならない。

2 前項の見解書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項については、見解表明担当委員会が相当と認めるときは、要旨の記載で足りる。

一 見解表明申立人の氏名又は名称及び事務所の所在場所又は住所

二 代理人があるときは、その氏名又は名称及び事務所の所在場所又は住所

三 見解の趣旨

四 見解の理由

五 作成年月日

3 見解表明担当委員会が見解表明をしたときは、速やかに見解書の写しを見解表明申立人に交付し、又は送付する。

(細則への委任)

第四十一条 この規則に定めるもののほか、弁護士保険ADRにおける見解表明手続に関して必要な事項は、会長が細則で定める。

附 則

1 この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

2 この規則の施行後最初に選任される運営委員の任期は、第四条第三項の規

定にかかわらず、平成三十一年五月三十一日までとする。

附 則（平成二十九年一月一八日改正）

第二条第二項、第十一条第三項から第六項まで、第十二条第一項第一号及び第三号から第六号まで並びに第二項、第十八条第一項、第二十二条第一号、第二十五条第一項第三号及び第二項第一号から第六号まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十五条、第三十六条第一項及び第二項第三号（新設）、第三十八条並びに第三十九条第二項第二号の改正規定は、平成二十九年十月十八日から施行する。

附 則（平成三〇年三月一五日改正）

第二条第二項第二号、第三条第三号、第十一条第一項第三号、第十三条第二項第八号及び第九号並びに第十六条第一項の改正規定は、平成三十年三月十五日から施行する。